

平成22年12月3日

受益者の皆様へ

みずほ投信投資顧問株式会社

「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」の
信託約款変更の実施決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ファンド「中東・北アフリカ／アジア株式ファンド」の、主要投資対象を「上場投資信託証券を含む世界各国の投資信託証券」に変更すること、およびこれに伴う信託約款の所要の変更につきましては、平成22年11月4日現在の受益者の皆様に、当該信託約款変更にかかる書面決議を行いました。その結果、基準日である平成22年11月4日時点での受益者の半数以上であって当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成が得られましたので、投資信託及び投資法人に関する法律第17条の規定に基づき、予定通り平成23年1月7日に信託約款の変更を実施させていただきます。

受益者の皆様におかれましては、今回の決定につきまして、何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

	受益者数	議決権（受益権口数）
議決権を行使できる受益者 （平成22年11月4日現在の受益者）(a)	3,576人	1,106,584,892口
賛成の意思表示のあった受益者(b) （比率(b)/(a)）	3,568人 (99.8%)	1,101,720,301口 (99.6%)
反対の意思表示のあった受益者(c) （比率(c)/(a)）	8人 (0.2%)	4,864,591口 (0.4%)

※ 議決権の行使（賛成・反対の意思表示）がなかった場合は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとみなしています。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、みずほ投信投資顧問株式会社（0120-324-431 営業日の午前9時～午後5時）までお問い合わせください。

以上

(ご参考) 信託約款変更の内容について

- 主要投資対象を「外国投資信託である MENA アジア・ファンドのクラス A 受益証券（米ドル建て）および円建ての国内籍の投資信託である MHAM マネーマザーファンド受益証券」から「世界各国の投資信託証券（上場投資信託証券を含みます。）」に変更し、投資対象とする投資信託証券を指定投資信託証券として別表（約款付表）に定めます。

※ 上記対応に伴い、「MHAMマネーマザーファンド」は、平成23年1月6日付で信託を終了させます。

- 主要投資対象の変更に伴い、信託約款中の「運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度」、「同 (3) 投資制限」、「第 17 条 運用の指図範囲」およびその他関連条文について所要の変更を行います。なお、主な変更内容については、以下の通りです。
 - ✓ 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、対象となる投資信託証券の流動性、投資対象地域における当ファンドの商品性に対する適合性等を勘案のうえ選択した投資信託証券に投資を行うことを基本とします。
 - ✓ 各投資信託証券への投資割合については、中東・北アフリカ地域の株式を投資対象とする投資信託証券とアジア地域の株式を投資対象とする投資信託証券への割合が概ね同程度（各 50%）となるよう投資を行うことを基本とします。ただし、当ファンドの純資産規模や投資対象となる投資信託証券の流動性等を勘案の上、各 50%を中心に概ね±25%の範囲内で投資割合を変更する場合があります。
 - ✓ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（原則として信託財産の純資産総額の 50%以下（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券を除く。））を撤廃します。
 - ✓ 取得および一部解約の申込みを受付けない日（申込不可日）を、「取得申込日および一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合およびシンガポールの銀行の休業日またはその前営業日にあたる場合、および委託会社が別途指定する日（特定日）」から「取得申込日および一部解約の実行の請求日が金曜日にあたる場合、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、NASDAQの休場日またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかにあたる場合、および委託会社が別途指定する日（特定日）」に変更します。
 - ✓ 一部解約の請求の受付を中止する場合の事由から、「MENA アジア・ファンドの解約請求の受付の停止・取消または延期の場合」を削除し、「投資を行っている指定投資信託証券において解約請求の受付の停止・取消または延期が実施された場合」を追加します。